

遠野市監査委員告示第 12 号
令和 3 年 11 月 22 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子
遠野市監査委員 佐々木 資光

令和3年度定期監査（前期）結果報告書

1 監査の期日・場所及び対象

地方自治法第199条第4項の規定に基づく標記の監査について、下表のとおり27課等を対象に対象課等の事務室等において、実地監査を令和3年10月25日から11月5日までににおける5日間及び共通事項のみの監査を令和3年10月25日から11月1日までににおける3日間、合計8日間実施した。

期日等	対 象 課 等
10月25日	財政担当、管財担当、博物館
10月27日	遠野西中学校、宮守総合支所、達首部小学校、宮守小学校、綾織小学校
10月29日	こども政策課、建設課、上下水道課、学校教育課、農業委員会事務局、税務課
11月1日	鱒沢小学校、小友小学校、学校給食センター、遠野北小学校、こども本の森運営企画室
11月5日	議会事務局、市民課、新型コロナワクチン接種対策室
共通事項	文化課（市史編さん室を含む）、図書館、会計課、政策担当、総合食育課

※ 期日等の欄が「共通事項」の5課等については、共通事項のみを対象に書類の提出を求め、対象課等の事務室、監査委員事務局事務室等において監査した。

2 監査の内容

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。

3 監査の手順、着眼点等

- (1) 事前に監査対象項目に係る関係書類等の提出を求め、その内容について照合確認するとともに必要に応じて関係職員から説明を聴取して実施した。
- (2) 対象課等が所管する事務事業の中から予算規模や過去の監査実施状況等に基づき抽出した延べ15の事務事業について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に基づき適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性及び有効性の視点に留意し、合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。
- (3) すべての対象課等について、共通事項として次の5項目を監査した。
 - ア 各課等で該当する分担金、負担金、使用料、手数料及び諸収入
 - イ 現金等の保管状況
 - ウ 郵便切手類の保管及び受払
 - エ 物品の管理及び出納
 - オ 車両の運行管理

4 監査の結果

一部の業務委託契約において、契約手続事務上の遺漏及び履行確認上の不備等が認められた。また、公金の取扱いにおいて、地方自治法及び市財務規則の規定から外れる運用が認められた。いずれも、関連法令・規程にのっとりた是正を図ること。

なお、事務処理における書類上の軽微な不備等については、その都度関係職員に対して口頭で改善を指導したので記述を省略する。

監査対象事業別及び共通事項の監査の結果については、次のとおりである。

監 査 結 果

【所管事務の執行状況及び意見】

1 財政担当

所管事務は、予算編成に関すること、予算統制に関すること、市債に関すること、財政計画に関すること、財政事情の公表に関すること、財務諸表等の作成に関すること、地方交付税に関すること、寄附採納に関すること等である。

○財政管理費（公会計財務諸表作成業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

本業務は、平成 27 年 1 月に総務省が公表した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき財務書類を作成するものであった。成果品については、住民や議会等に対する財政の透明性の向上や庁内で財政の効率化・適正化を推進する上での分析・対策資料として有効に活用されており、着実に事業成果を積み上げていると認めた。

なお、今後は慣例的とならぬよう業務発注・契約方法の見直し等により更に経費節減が図られることを期待する。

2 管財担当

所管事務は、市有財産の管理に関すること、公用車の管理の総括に関すること、市立学校の管理に関すること、スクールバスの管理に関すること、市営建設工事等の入札及び契約に関すること等である。

○庁舎等財産管理費（遠野駅前駐車場管理経費と貸付・利用収入について）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

本駐車場に関する契約のうち主な 2 件については、それぞれ 5 年間の長期継続契約を締結して適切に管理・運用していると認めた。

現状では全利用者数に占める有料での利用者数が少ないため採算性には欠けるが、遠野駅に隣接する本施設は中心市街地活性化を検討する上で重要な位置付けを有する施設の一つであると考えられることから、今後は、様々な角度からの詳細な利用状況の把握に取組まれない。

3 博物館

所管事務は、博物館の事業の調整に関すること、博物館の管理及び利用許可に関すること、博物館資料の収集、保管及び展示に関すること、館外展示に関すること、博物館資料の調査

研究並びに報告書の作成及び配布に関すること、博物館資料に係る講演会、映写会、研究会等の主催及び開催の支援に関すること、他の博物館等との相互協調に関すること、博物館資料の説明及び助言指導並びにその利用相談に関すること、学校、図書館その他の教育、学術及び文化に関する諸施設に対する協力及び援助に関すること等である。

○博物館費（博物館における企画展・特別展の企画・運営状況）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

遠野郷の自然・文化を確かな事実として伝えている施設の一つである。SNS発信している情報には既に4,000人がいて更に伸び続けているという事実は、人（生活者）を魅了するのはまさに人（担当課）の働きかけであることの証と認めた。

○遠野蔵の道ギャラリー管理費（遠野蔵の道ギャラリー保守等業務委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

博物館の分室的位置付けであった本施設は現在、その日常的な保守・管理等が地元自治会に委託されており、その業務の実施状況は良好であると認めた。

なお、蔵の道ギャラリーの積極的な活用検討については、他部署との連携が図られることを期待する。

4 宮守総合支所

所管事務は、宮守総合支所の施設及び支所に属する公用車の管理に関すること、現金の出納及び保管に関すること、宮守町の地域活動への支援に関すること、みやもりふるさと会に関すること、宮守地域活性化センター及び周辺の活性化に関すること等である。

○宮守総合支所管理費（「恋人の聖地」参画負担金）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

平成21年4月に、NPO法人が運営する「恋人の聖地プロジェクト」から「めがね橋」が「恋人の聖地」として認定されており、その認定更新料としての負担金であった。

認定価値を引き出し、更新メリットを最大限に活用するための部門間連携等で、積極的かつ具体的な行動計画が打ち出されることを期待する。

5 こども政策課

所管事務は、少子化対策及び子育て支援の総合的な施策の推進に関すること、遠野市わらすっこ支援委員会に関すること、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育等の認定、確認及び給付に関すること、保育所の入所に関すること、児童館及び児童遊園の整備及び管理に関すること、児童館及び児童クラブ並びに児童館及び児童クラブ育成団体の運営及び指導

に関する事、家庭児童相談及び女性相談、指導に関する事、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事、ひとり親家庭及び寡婦の福祉向上に関する事、障害児福祉に関する事、要保護児童等の保護に関する事等である。

○新型コロナウイルス感染症予防対策事業費（子育て施設訪問支援業務委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

コロナ禍対策の一環として生じた新たな事業として、市内の保育所・認定こども園、幼稚園・児童館・児童クラブ・放課後等デイサービス事業所の職員の負担軽減を図るとともに、施設でのクラスター発生の未然防止を目的に消毒作業を行う人員を派遣する事業であった。

子育て施設における新しい日常への対応であり、コロナ禍対策の充実に結び付く事業内容であると認めた。

6 建設課

所管事務は、市道の認定、廃止及び変更に関する事、市営住宅に関する事、里道水路に関する事、道路、河川、水路及び橋梁に関する事、公共土木施設の災害復旧に関する事、農道及び林道の整備及び管理に関する事、国土調査に関する事等である。

○林業用施設管理費（単独）（林道草刈業務委託料）

[指摘事項]

自治会への委託実施分について、自治会総会資料・収支決算書と照合した結果において、受託業務の全部又は一部を業者へ再委託して実施したと判断される事案が一部にあったことから、自治会と業者とに分けて業務を発注している主旨の徹底を更に図ること。

[意見・要望]

林道が所在する地元自治会へ業務委託することで、山林に対する地域住民の関心を喚起し、地域の自然環境を地域住民が主体となって守る活動に結び付く有効な事業の一つであると認めた。

7 上下水道課

所管事務は、上水道事業に係る経営計画、調査及び統計に関する事、水道料金、加入金、手数料その他の公金の徴収、減免、督促及び強制執行に関する事、水道施設の新設、拡張、改良、移転に関する計画、設計、施工及び監督に関する事、水道施設及び配水管の維持管理に関する事、漏水防止に関する事、下水道事業に係る計画及び実施に関する事、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収、減免、督促等に関する事、下水道施設の維持管理に関する事、排水設備等の計画確認許可に関する事、浄化槽の設置に関する事、排水設備工事指定店の指定等に関する事、浄化槽の普及促進に関する事等である。

○浄化槽設置整備事業費（浄化槽設置整備事業費補助金）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

下水道整備区域及び農業集落排水整備区域以外の区域を対象として、河川等の水質汚濁、悪臭・病害虫の発生等の住民の生活環境を悪化させる原因となる生活排水及びし尿を衛生的に処理するため、合併処理浄化槽を新設等する場合に定額補助を行う事業であった。

遠野の自然環境を守り、市民の生活環境の向上を図るための事業として、更なる導入拡大を図られたい。

8 学校教育課

所管事務は、総合的な教育環境の整備に関すること、G I G Aスクールの整備・運用に関すること、教育委員会定例会・臨時会、総合教育会議に関すること、中学校及び高等学校の連携による教育環境の充実強化の推進に関すること、高校魅力化サポート事業の実施及び高校再編を考える市民会議の開催に関すること、児童生徒の通学対策に関すること、就学困難な児童生徒の就学援助に関すること、奨学生選考委員会及び奨学資金の貸与に関すること、教材の整備に関すること、学校の教育課程及び学習指導等に関する専門的事項の指導に関すること、生徒指導に関すること、児童生徒の就学に関すること等である。

○魅力ある学校づくり事業費（遠野わらすっこ「夢の教室」開催業務委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

現役アスリートを始めとする特別授業講師「夢先生」に、自らの体験に基づく語り合いを通じて「夢を持つこと、努力すること」「仲間との協力、助け合うこと」等の大切さを子どもたちへ伝える授業を行ってもらった事業で、平成 21 年度の開始以来、延べ 3,170 名が受講していた。

コロナ禍の影響により開催方法が学校での対面式からWEB会議システムを利用したオンライン方式へと変更となったが、子どもたちに自らの未来に対する気付きを与える事業として有効に機能していたと認めた。

9 農業委員会事務局

所管事務は、農業委員会総会及び専門委員会の会議に関すること、農地利用最適化業務に関すること、農業者年金業務に関すること、農地等の所有権及び各種権利の移転並びに設定及び取消しに関すること、農地等の転用に関すること、農地等に関する賃貸借契約の更新、更新拒絶及び解約に関すること、遊休農地に係る措置に関すること、利用権設定等促進事業に関すること等である。

○農業者年金事務費（農業者年金について）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

農業者の高齢化、若者の農業離れ、農業を取り巻く社会・経済情勢の変化等の状況下において、関係法律に定める「農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること」の目的を果たすため、農業者年金加入促進を始めとする農業者年金事業に関する事務は適切に執行されていると認めた。

10 税務課

所管事務は、税制に関すること、市税の賦課及び調定に関すること、市税の賦課資料の調査収集及び課税標準の決定に関すること、固定資産の評価に関すること、固定資産課税台帳に関すること、市税の徴収に関すること、滞納処分に関すること、市税の不納欠損処分及び執行停止に関すること等である。

○市税等徴収事務費（市税コンビニエンスストア収納代行業務委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

納税者のライフスタイルの多様化が進む中において、納付方法に様々な選択肢を設けることは納税者の利便性・納税環境の向上に資するものであり、市税コンビニ収納は時代の要請に応じた取組みであると言える。

その一方において、収納コストが上昇している事実への対処も検討する必要があることから、現状の市税納付方法について、各種を一律に紹介するのではなく、手数料が最も安価な口座振替の推進、コミュニティづくりと併せた納税貯蓄組合を介した納付等、訴求対象を絞り込んだ推奨を検討されたい。

11 学校給食センター

所管事務は、給食の配送及び回収に関すること、給食センターの施設及び設備の管理に関すること、給食計画に関すること、給食費に関すること、食育に関すること、地産地消に関すること、総合食育センター運営審議会に関すること、食育推進センター及び総合食育センターの管理に関すること等である。

○学校給食事業費（学校給食調理・配送等業務委託料）

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

平成 25 年度の施設開所以来、学校給食提供実績業界上位の事業者への業務委託により、安心安全な給食の提供が続けられている。

また、次の長期継続契約更新に向けて、給食品質の維持・改善を図る上で経済性を念頭においた計画の検討に取り組んでいることは評価できる。

12 こども本の森運営企画室

所管事務は、こども本の森遠野の整備及び企画運営に関すること等である。

○こども本の森遠野運営管理費（生涯学習講座運営業務及び商品取扱業務委託料）

〔指摘事項〕

こども本の森遠野関連商品の販売委託先から市への売上金の納付について、クレジットカードでの販売では商品代金から当該決済手数料を差し引いた金額が納付されていたが、地方自治法第 210 条で定める総計予算主義の原則及び遠野市財務規則第 72 条の繰替払にのっとり、適切に収入事務を行うこと。

〔意見・要望〕

新型コロナ対策に関する様々な制限下にあっても、本施設の設置目的を訴求する活動を着実に進め、幅広い年齢層の個人・団体の利用に結び付けている担当課の努力は評価できる。

なお、一部の委託料の算定において甘さが認められた。時間的制約等から変更契約での精算を前提にせざるを得ない状況があったとしても、契約当初からの的確な項目内容・金額となるよう内容を積み上げられたい。

今後は、本施設の地域振興策における位置付けについて、関連各部署・他団体等との連携の中でより明確になっていくことを期待する。

13 議会事務局

所管事務は、議会費予算及び経理に関すること、議会に係る本会議及び委員会に関すること、議案、請願・陳情、発議案その他会議に付する文書の取扱いに関すること、委員会の調査及び公聴会に関すること、会議録及び委員会記録の作成に関すること、議決事項の処理に関すること、議会広報の編集及び発行に関すること、その他議会運営及び議事に関すること等である。

○議会一般事務費（議場システム保守点検業務委託料）

〔指摘事項〕

特になし

〔意見・要望〕

市議会定例会等の中継・記録する映像用カメラ、マイク等の議場システムの保守点検が、当該システムの施工業者への委託によりの確に実施されていた。また、些細なトラブル発生時には、議会事務局と業務委託先との速やかな連携により解決を図る体制が整えられていた。

14 市民課

所管事務は、戸籍に関すること、住民基本台帳に関すること、印鑑登録に関すること、マイナンバーカードの交付に関すること、国民健康保険制度に関すること、国民健康保険の給付等に関すること、国民年金に関すること、後期高齢者医療制度に関すること、乳幼児及び妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費給付に関すること、児童手当に関すること等である。

○子育て世帯生活支援特別給付金事業費（子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金）

〔指摘事項〕

特になし

[意見・要望]

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中での生活支援として、先行して実施されたひとり親世帯を除く住民税非課税の子育て世帯へ給付金を支給する事業であった。

新たに追加構築されたシステムによる本特別給付金支給対象者に対する支給手続とそれに伴う住民情報データ管理等は着実に進められていた。

15 新型コロナワクチン接種対策室

所管事務は、新型コロナワクチン接種体制整備等全般に関することである。

○新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費

[指摘事項]

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、コロナ禍という国難を乗り越えるための一大事業ではあるが、接種体制の構築、早期接種完了に向けた各種活動等の推進で実績を残した一方で、それに伴う契約事務処理がおそなりの状態になっていた。

[意見・要望]

本市における新型コロナワクチンの65歳以上に対する接種は4月下旬と県内でも早くに開始され、市民の安全で安心な生活の確保を最優先とした迅速な感染予防対策の実行された事実は、担当課はもちろん全職員が一丸となって推進した結果であると認めた。

なお、本事業の推進内容は、すべて誰もが経験したことのないパンデミック対策の一部始終を伝えるものであることから、書類等の整備、証拠書類の整備に関しては、より明確な形で示せるように見直しを図られたい。

16 小中学校（遠野北小学校、綾織小学校、小友小学校、宮守小学校、達曽部小学校、鱒沢小学校及び遠野西中学校）

○GIGAスクール構想に基づく環境整備等の取組状況について

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

各校とも経営方針及びまなびフェストで掲げる目標のゆるぎない追求を基本として、児童・生徒のICTリテラシー開発に向けた取組みがそれぞれの現状に応じた形で着実に進められていた。

今後、各学校間で先導的手法の授業等に関する情報共有が進み、新たな手法・活用方法の検討成果が児童・生徒へ還元されていくことが期待された。

○備品購入について

[指摘事項]

特になし

[意見・要望]

児童・生徒の学習環境の整備・向上につながる備品購入に係る選定等の事務執行及び購入に係る事務・予算執行は、いずれもおおむね適正であると認めた。

【共通事項】

1 各課等で該当する分担金、負担金、使用料、手数料及び諸収入

おおむね適正に事務処理されているものと認めた。

2 現金等の保管状況（通帳）

監査対象のうち学校を除いた 20 課等における、令和 3 年 9 月 30 日現在で本市に帰属する通帳及び関係団体等からの預託により保管している通帳は、13 課等で 32 冊（今回監査対象の前年度監査以降の新規契約 1 冊）であり、全通帳の合計預貯金残高は 65,412,519 円となっていた。残高が 100 万円を超える通帳は、会計課が保管する非流動的預金に係るものを除きなかった。

詳細は下表のとおりであるが、通帳を最も多く保管している課等及び預金残高が最も多い課等は、ともに宮守総合支所で 4 冊・687,666 円であった。

（単位：冊・円）

No.	課 名 等	通帳冊数	預 金 残 高
1	会計課	7 (5)	63,012,707 (63,012,707)
2	市民課	1	281,139
3	政策担当	3	227,485
4	管財担当	1	70,000
5	税務課	2	240,128
6	こども政策課	2	38,787
7	建設課	2	103,291
8	宮守総合支所	4	687,666
9	文化課	1	0
10	学校教育課	2	44,572
11	学校給食センター	1	0
12	農業委員会事務局	3	353,626
13	議会事務局	3	353,118
合計	総合計	32	65,412,519
	うち流動的預金	27	2,399,812
	うち非流動的預金	5	63,012,707

※ 括弧内の数字は、積立金、預託金等の非流動的預金に類するものである。

※ 会計課が保管している7冊の通帳のうち2冊は流動的預金に類するもので残高は0であり、残り5冊は全て非流動的預金に類するもので残高は記載のとおりである。

3 郵便切手類の保管及び受払

おおむね適正に保管等されていた。

4 物品の管理及び出納

物品の管理及び出納については、財務会計システムに登録されている備品管理一覧表に基づき、令和2年度及び令和3年9月30日までに備品購入のあったもののうち次の表の1課2品を選定して、購入手続き書類、支出伝票書類等を確認した結果、おおむね適正に管理等されているものと認めた。

(単位：円)

No.	課名等	備品の名称等	取得価格	入札方式
1	こども本の森運営企画室	閲覧室用家具	1,738,000	指名競争入札
2		事務備品	1,141,800	指名競争入札

5 車両の運行管理

おおむね適正に管理されているものと認めた。